

(別紙)

福井県立すこやかシルバー病院に係る

総 合 管 理 業 務 委 託

入 札 説 明 書

一般財団法人 認知症高齢者医療介護教育センター

目 次

	(頁)
1 入札執行者.....	1
2 入札に付する事項.....	1
3 入札の方法.....	1
4 入札に参加する者に必要な資格.....	1
5 資格の確認に関する事項.....	2
6 入札説明書に係る質問に関する事項.....	3
7 入札書の提出方法・日時および開札の日時・場所.....	3
8 入札方法.....	4
9 落札者の決定に関する事項.....	4
10 再度の入札.....	5
11 入札の無効.....	5
12 入札保証金に関する事項.....	5
13 契約書作成の要否および契約条項.....	5
14 契約保証金に関する事項.....	5
15 その他.....	6

様式1 入札参加資格確認申請書

様式2 誓約書

様式3 入札説明書に関する質問書

様式4 入札書

様式5 委任状

様式6 責任者・従事者の配置証明書

様式7 連絡体制の証明書

様式8 契約実績調書

別紙 総合管理業務委託契約書（案）

入 札 説 明 書

1 入札執行者

一般財団法人 認知症高齢者医療介護教育センター（以下「センター」という。）
理事長 刀禰 幸広

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務（以下「調達役務」という。）の名称および数量
福井県立すこやかシルバー病院に係る総合管理業務委託 一式
- (2) 委託内容
「福井県立すこやかシルバー病院に係る総合管理業務委託仕様書」のとおり
- (3) 契約期間
令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで
- (4) 履行場所
福井県立すこやかシルバー病院（福井市島寺町93-6）

3 入札の方法

一般競争入札による。

4 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条に基づき知事が定める一般競争入札参加の資格（物品の製造または購入契約にかかる競争入札参加者の資格等（昭和42年福井県告示第27号）により福井県競争入札参加者名簿に登載されたものに限る。）を有する者で、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと
- (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと
- (4) 県内に本店、支店、営業所または事業所を有している者であること
- (5) 次のアからエまでのいずれにも該当しない者であること

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど

- 直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 医療法（昭和23年法律第205号）第15条の3第2項に基づく医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準に適合している者であること
 - (7) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号、第5号、第7号または第8号に掲げる事業について福井県知事の登録を受けている者であること
 - (8) 受託業務の責任者との連絡体制が完備している者であり、かつ、受託業務の責任者に連絡をしてから1時間以内に清掃や苦情対応等に着手できる者であること
 - (9) 一般財団法人医療関連サービス振興会の清掃業務に関する医療関連サービスマーク制度による認定を受けている者であること
 - (10) 令和2年4月1日以降の5年間に於いて、元請（共同企業体の場合は、当該共同企業体の代表者に限る。）として福井県、国、地方公共団体または県の公社の施設管理者（指定管理者を含む。）が発注した、延床面積 6,000 m²以上の建物の清掃業務を受託し、契約期間満了まで適切にその業務を履行した実績を有すること
 - (11) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による福井県公安委員会の認定を受けている者または同法第9条の届出書を福井県公安委員会に提出している者であること

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、様式1「入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）」を次のとおり提出し、この入札に関してセンターの審査により、資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期間

令和8年2月19日（木）から令和8年2月26日（木）まで（土日を除く）の午前9時から午後4時まで（必着）

(2) 提出先

一般財団法人 認知症高齢者医療介護教育センター 事務部 （担当）佐々木
〒910-3623 福井県福井市島寺町9-3-6
電話：0776-98-2700、FAX：0776-98-2793

(3) 提出方法

(2)で記載したセンターあてに、申請書を持参または郵送（簡易書留郵便、その他の配達記録が残るものを利用）する。

(4) 必要書類（各1部）

- ア 県内に本店、支店、営業所または事業所を有していることを証明する書類（会社概要、営業経歴書、業務実施体制（組織図）、緊急時連絡体制図）
- イ 受託業務の責任者として、施設の清掃に関し相当の知識および経験を有する者が受託業務を行う場所に配置されることを証明する書類（医療法施行規則第9条の15第1項第1号）（別紙様式6）
- ウ 従事者として、受託業務を行うために必要な知識を有する者が受託業務を行う場所に配

- 置されることを証明する書類（医療法施行規則第9条の15第1項第2号）（別紙様式6）
- エ 従業員に対して、適切な研修を実施していることを証明する書類（医療法施行規則第9条の15第1項第6号）
- オ 夜間・休日等における連絡体制が完備されており、受託業務の責任者に連絡をしてから1時間以内に清掃や苦情対応等に着手できることを証明する書類（別紙様式7）
- カ 本業務を請け負った場合に、作業に従事する現場責任者、その他作業員の名簿（氏名、現住所、電話番号、年齢、性別、経験年数を記載し、雇用関係を証明できる書類を添付すること。）
- キ （一財）医療関連サービス振興会認定の認定証書（写）
- ク 令和2年4月1日以降の5年間に於いて、元請（共同企業体の場合は、当該共同企業体の代表者に限る。）として福井県、国、地方公共団体または県の公社の施設管理者（指定管理者を含む。）が発注した、延床面積 6,000 m²以上の建物の清掃業務を受託し、契約期間満了まで適切にその業務を履行した実績を記載した書類（別紙様式8および契約書の写し）
- ケ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号、第5号、第7号または第8号に掲げる事業について福井県知事の登録を受けているものであることを証明する書類
- サ 誓約書（様式2）
- シ 福井県競争入札参加資格決定通知書の写し
- ス 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による福井県公安委員会の認定を受けている者または同法第9条の届出書を福井県公安委員会に提出している者であることを証明する書類

（5）資格確認の審査結果

入札参加資格確認の審査結果は、申請書を提出した者に対して、書面により通知する。

6 入札説明書に係る質問に関する事項

（1）提出期間

令和8年2月19日（木）から令和8年2月26日（木）まで（土日を除く）の午前9時から午後4時まで（必着）

（2）提出方法

5（2）で記載したセンターあてに、様式3「入札説明書に関する質問書」（以下「質問書」という。）を持参または郵送する。ただし、次に掲げる全ての要件を満たす場合は、FAXによる提出も認める。

ア 質問内容が入札説明書に関する事項であること

イ 質問者が確認できること

ウ 後日、（1）で記載した受付期限までに、質問書の原本を提出できること

（3）回答の方法

質問に対する回答は、速やかに質問者に対して書面で行う。

7 入札書の提出方法・日時および開札の日時・場所

(1) 提出方法

次のアからウのとおりに作成し、5(2)で記載したセンターあてに持参する。

ア 外封筒および内封筒の二重封筒とする。

イ 内封筒には、入札に付する事項、開札日時、入札参加者、担当者および連絡先（電話番号、ファクス番号）を記載した上で、「入札書在中」と朱書し、その中に様式4「入札書」を封入する。

ウ 外封筒には、入札書の提出先、入札に付する事項、開札日時、入札参加者、担当者および連絡先（電話番号、ファクス番号）を記載した上で、「入札書在中」と朱書し、その中にイの内封筒を封入する。

(2) 提出日時

令和8年3月9日(月) 午前9時35分

(3) 開札日時

令和8年3月9日(月) 午前9時40分

(4) 開札の場所

福井県立すこやかシルバー病院 2階 講堂（福井県福井市島寺町93-6）

8 入札方法

(1) 入札参加者は、入札公告、入札説明書を熟読し、入札に参加しなければならない。入札後は、これらに係る不明な点を理由として、異議を申し立てることはできない。

(2) 入札参加者は、入札書の提出日時の10分前までに受付を行い、センター担当職員に対して、その身分を証明するものを提示し、参加資格の確認を受けなければならない。

なお、代理人が入札に参加する場合、代理人は入札者本人（代表者）の所属する企業に所属する者とし、様式5「委任状」を提出し、入札参加者の確認を受けなければならない。

(3) 入札書は、次に掲げる事項を記載する。

ア 入札者本人の所在地、商号または名称、代表者の職・氏名、代表者印の押印（代理人の場合は代理人名）

イ 入札に付する事項

ウ 入札金額（日本国通貨で金額を記載）

(4) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか、または免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載する。

(5) 入札参加者は、提出した入札書の書換え、変更または取消しをすることができない。

9 落札者の決定に関する事項

(1) この入札に係る調達役務の予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) (1)の場合において、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者に対して、くじを引かせて落札者を決定する。

10 再度の入札

開札の結果、落札者がいない場合は、再度の入札を行う。

11 入札の無効

センター財務規程第43条において準用する福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第151条に定めるほか、この入札に参加する者に必要な資格のない者、申請書等を提出期限までに提出しなかった者、当該資格の有無に係る審査の申請において虚偽の申請を行った者のした入札は無効とする。

12 入札保証金に関する事項

（1）入札保証金の納付免除

入札参加者が、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付を免除する。

ア 入札参加者が保険会社との間に、センターを被保険者とする「入札保証保険契約」を締結し、当該保険証券を提出したとき（当該保険証券は、入札書提出日時の30分前までにセンターに提出すること）

イ 福井県財務規則第146条第3項に規定する名簿に登載されている者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき

（2）入札保証金の納付

（1）により、入札保証金の納付免除に該当しないとされた入札参加者は、見積金額（入札書記載金額に消費税および地方消費税を加算した金額）の100分の5以上の入札保証金を、入札書提出日時の30分前までにセンター出納員に納付する。

なお、落札しなかった者の入札保証金は、落札決定後、速やかに還付する。

13 契約書作成の要否および契約条項

（1）契約締結に当たっては、契約書を作成する。

（2）契約条項は、別紙「契約書（案）」のとおりとする。

（3）契約金額は、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する消費税および地方消費税の額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

14 契約保証金に関する事項

契約者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付する。ただし、次の場合は契約保証金の全部または一部の納付を免除する。

（1）契約者が、保険会社との間にセンターを被保険者とする「履行保証保険契約」を締結し、当該保険証券を提供したとき

（2）過去2年間に国、地方公共団体、あるいは県の公社等と種類および規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき

15 その他

(1) この入札に係る一連の手続きおよび契約に関する手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨とする。

(2) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定により、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行う。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告する。

なお、届出を怠ったときは、指名停止等の措置を講じることがある。